

(平成27年2月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 26 件

厚生年金関係 26 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は4万2,000円、16年2月25日は6,000円、同年8月25日は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、平成20年当時にA社が作成した15年7月分半期インセンティブ（賞与）に関する資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記資料に記載されている賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に関する資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記複数の資料により、申立期間①及び③に支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が確認できるところ、上記元代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けでA社から申立人に申立期間①から

③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る取引明細書により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

また、A社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が、本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までに賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記元代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記A社が作成した資料及び元代表清算人から提出された資料から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 4 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、29 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主からは、申立てどおりの賞与額の届出を行ったかについての回答は得られないが、A 事業所が加入していた B 厚生年金基金及び C 健康保険組合においても、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録が無いことから、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）のいずれもこれを記録しないとは考え難く、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された賞与に関する資料により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記資料において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立期間の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は4,000円、16年8月25日は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に関する資料、申立人から提出された同社作成の平成20年4月17日付け「社会保険料控除額一部返金のご案内とお詫び」と題する文書の記載内容及び申立人の回答から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び③の標準賞与額については、上記資料等において推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は4,000円、申立期間③は6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、上記の申立人から提出されたA社が作成した文書の記載内容から判断すると、事業主は、当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、上記資料及び文書の記載内容により、申立人は、A社から賞与の支払を受けていなかったことが認められる。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月11日は35万3,000円、同年12月12日は36万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日  
② 平成15年12月12日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時の賞与明細書及び賞与の振込みが確認できる預金通帳等を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間①及び②に係る賞与明細書並びに当該期間に係る預金通帳により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月11日は35万3,000円、同年12月12日は36万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 96 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 30 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された支給控除一覧表及び同社の元従業員から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、96 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、

当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 78 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 30 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された支給控除一覧表及び同社の元従業員から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、78 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、

当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 24 年 3 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、申立期間に支払った賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、平成 26 年 9 月 2 日に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 24 年 3 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、申立期間に支払った賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、平成 26 年 9 月 2 日に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 24 年 3 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、申立期間に支払った賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、平成 26 年 9 月 2 日に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 24 年 3 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、申立期間に支払った賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、平成 26 年 9 月 2 日に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 24 年 3 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、申立期間に支払った賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、平成 26 年 9 月 2 日に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 24 年 3 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、申立期間に支払った賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、平成 26 年 9 月 2 日に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 24 年 3 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、申立期間に支払った賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、平成 26 年 9 月 2 日に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 24 年 3 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、申立期間に支払った賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、平成 26 年 9 月 2 日に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年 7月13日

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されない記録となっている。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は52万円、同年12月12日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日  
② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給されており、賞与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」、申立期間当時の同社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003夏支給控除」及び同氏の供述から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、52万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は34万1,600円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払とな

っていたことが確認できる。

また、申立期間②に係る上記賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」により確認できる配当額と一致している。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成19年7月13日の標準賞与額に係る記録を23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成16年4月1日から19年7月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、16年4月から17年4月までは22万円、同年5月は20万円、同年6月から19年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年2月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月  
② 平成16年4月1日から20年1月31日まで  
③ 平成20年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間③の厚生年金保険加入記録が無い。A社には平成20年1月31日まで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された平成19年1月支給分から同年12月支給分までの給与明細書、19年度冬季賞与に係る明細書及び19年分給与所得の源泉徴収票並びに当時の総務担当であったと供述している取締役の回答から判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支払を受けていたことが推認できる。

また、上記取締役は、平成15年から20年までの賞与は7月と12月の年2回であり、従業員全員に2回賞与を支給し、全員から保険料を控除した旨回答している。

さらに、複数の従業員が保有する申立期間①に係る賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記給与明細書、賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、23万7,000円とすることが妥当である。

なお、賞与支給日については、複数の従業員が保有する申立期間①に係る賞与明細書により、平成19年7月13日とすることが相当である。

また、事業主が申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②のうち、平成16年4月から19年6月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成16年4月から17年4月までは22万円、同年5月は20万円、同年6月から19年6月までは22万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成19年7月から同年12月までの期間について、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、当該期間は特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間②のうち、平成16年4月から19年6月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間③にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書及び上記取締役の回答により、A社の保険料控除方法は当月控除であると認められるところ、平成20年1月支給分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答を得ることができないものの、事業主が資格喪失日を平成20年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 32 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 32 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 10 月 27 日に 32 万円から 41 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（32 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、訂正前の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 10 月 27 日に 34 万円から 41 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、訂正前の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 10 月 27 日に 18 万円から 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、訂正前の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 20 年 7 月は 26 万円、同年 8 月は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 10 月 27 日に 24 万円から 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、訂正前の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成20年7月は26万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日  
年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日  
年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は43万7,000円、17年12月9日は25万円、18年7月10日は38万1,000円、同年12月8日は20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月9日  
④ 平成18年7月10日  
⑤ 平成18年12月8日

年金事務所からの通知文書により、申立期間に係る賞与の記録が無いことを知った。当該賞与については、厚生年金保険料は毎回控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、④及び⑤について、B行が保有する申立人の当該期間に係る普通預金元帳により、A社から申立人に賞与が振り込まれていることが確認できることから、当該期間については、当該普通預金元帳の摘要欄に「賞与」の記載がある。

また、申立期間③について、上記普通預金元帳の摘要欄に「賞与」の記載は無いものの、元従業員に係る平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び普通預金元帳において、当該期間に賞与が振り込まれていることが確認できることから、申立人の当該期間の振込についても賞与であったものと認められる。

さらに、A社の元従業員が保有する申立期間①、③、④及び⑤の賞与に係る給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①、③、④及び⑤にA社から賞与

の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①、③、④及び⑤の標準賞与額については、上記申立人に係る普通預金元帳から確認できる賞与振込額及び上記元従業員の給与支給明細書から確認できる保険料控除額から判断すると、平成16年12月10日は43万7,000円、17年12月9日は25万円、18年7月10日は38万1,000円、同年12月8日は20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無いが、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合のいずれにおいても、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録が無いことから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っていないことから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、B行が保有している申立人の当該期間に係る普通預金元帳からは、賞与と見られる入金取引は確認できない。

また、A社の事業主は、当時の資料を保管しておらず、申立人に対する申立期間②に係る賞与の支給については不明と回答している上、申立人の居住地を管轄する区役所に申立人に係る平成18年度分課税資料の提出を求めたものの、保存期間経過のため回答資料は存在しないとしており、同社から申立人に対して、当該期間に賞与が支給されたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日  
年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年12月\*日付けで解散しており、当時の事業主等から資料を得ることができないものの、申立人から提出のあった20年4月17日付けで同社から送付された文書に記載されている内容から判断すると、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東東京厚生年金 事案 25828 (事案 11251 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から57年1月まで  
前回、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正は認められないとの通知を受けた。  
今回新たに、A社には同僚に誘われて入社したこと、及び申立期間の直後に失業保険の受給手続を行ったことを思い出したので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立て(申立期間は昭和55年から57年まで)については、i) 雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和54年2月21日から55年9月20日までの期間、同年12月1日から56年2月25日までの期間及び57年2月22日から61年5月30日までの期間については、それぞれB社、C社及びD社で勤務していたことが確認できるが、当該期間に係るA社での雇用保険の加入記録が確認できないこと、ii) A社は、当該期間における同社の賃金台帳において、申立人の勤務を確認することはできないとしていることから、当該期間は、同社に勤務していたとは認められないことなどを理由として、既に年金記録確認E地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間を変更し、A社には、同僚に誘われて入社したこと、及び申立期間の直後に失業保険の受給手続を行ったことを思い出したので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿に、申立人が記憶する姓の者で、申立人が主張する条件に該当する厚生年金保険被保険者は確認できない。

また、申立人がA社を退職した直後に失業保険の受給手続を行ったと記憶する公共職業安定所に照会を行ったところ、申立人が失業保険の受給手続を行った時期は、昭和



57年2月22日から61年5月30日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できるD社を離職した後のみであることが確認でき、申立期間の直後に当該手続を行ったとする申立人の主張と相違している。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月3日から9年6月30日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、正社員として勤務し、B業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は既に解散していることが確認できる上、元事業主から文書照会に対する回答を得られないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社においては入社から3か月を経過した正社員が営業成績コンテストに参加することができたが、自身も当該期間経過後、同コンテストに参加し、入賞した事実があることから、正社員であった旨主張しているところ、上記同僚のうち、同社において、総務及び経理を担当し、給与計算及び社会保険事務にも関与していたとする同僚は、申立人はアルバイトであり、アルバイトも営業成績コンテストに参加できるなど正社員との間で業務内容に違いは無かったが、同社ではアルバイトを社会保険に加入させておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

さらに、申立人と同職種の別の同僚も、申立人はアルバイトであり、正社員とアルバイトの業務内容は同じで上記コンテストにはアルバイトも参加できた旨回答している。また、当該同僚は、申立人が同時期にA社に入社したと記憶する同僚について、申立人と同様にアルバイトだったが、途中から正社員になった可能性がある旨回答しているところ、オンライン記録によると、申立人が同時期に入社したと記憶する同僚は、申立人

が記憶する入社時期から約2年後に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、A社の同僚として複数の名前を挙げているものの、当該同僚のうち一部の者については、同社のオンライン記録に名前が見当たらないことから、同社では、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年頃から平成 3 年まで

A社に入社した後、程なくして、B社に異動して、両社を通じて約5年間勤務したが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社で一緒に勤務した同僚は、同社の関連会社において厚生年金保険の加入記録があり、また、当時、子供がおり、健康保険に未加入であったとは思えないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名等を挙げた上司及び複数の同僚（以下「同僚等」という。）の回答並びに申立人がB社の代表取締役から贈られたとする功労賞に係る写真の写しから判断すると、申立人は、申立期間のうち一部の期間においてA社及びB社にC職として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、資料が残っておらず、申立人の勤務実態等については不明である旨回答している上、申立期間当時の代表取締役及び申立人の上司が人事部の責任者として氏名を挙げた者に照会したが回答を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、同僚等のうち一人は、申立人は、A社に在籍し、B社に出向していたと思われる旨回答しているが、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成元年12月1日であり、申立期間のうち昭和60年から平成元年11月30日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、B社においてC職として勤務していたとする元従業員は、同社に係る雇用保険の記録がある期間に厚生年金保険の加入記録が無いことがオンライン記録により確認でき、当該従業員が保有する当該期間の一部に係る給与支払報告書（個人別明細書）によると、社会保険料控除額は著しく低額であり、給与から厚生年金保険料が控除されて

いなかったことがうかがえる。

加えて、B社においてC職として勤務していたとする別の元従業員が保有する給与明細書（8か月分）により、当該従業員は同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、同僚等のうち3人は、B社に勤務していたが、自身が勤務していない同社の関連会社であるD社において、厚生年金保険の被保険者になっている期間がある旨回答していることから、同社に係るオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立人のA社に係る賞与支給の記録によると、申立人は、申立期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、B社の担当者は、申立人は、申立期間は営業職専門の契約社員であり、申立期間当時は契約社員には賞与の支給制度は無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 9 月 2 日から同年 11 月 1 日まで  
② 平成 16 年 10 月 25 日から同年 12 月 26 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に係る資料として、平成 14 年 9 月分の給与支給明細書等を提出しており、これらの内容から期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に解散している上、申立期間①当時の事業主は所在が不明であり、同社の事業の一部譲渡を受けたC社は、平成 19 年より前のA社に関する資料は無い旨回答していることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の同僚二人に照会したが回答は無く、申立人が自身に同社を紹介したとする者及びオンライン記録から、申立期間①当時に同社の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、回答のあった者で申立人を記憶している者はいないことから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記給与支給明細書によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、B社の回答及び申立人が保有する同社の給与振込に使用していた通帳の記載内容から、申立人が同社に平成16年10月から勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、B社は、従業員が厚生年金保険の加入要件を満たした日から厚生年金保険に加入させており、申立人は申立期間②において、厚生年金保険の加入要件を満たしておらず、加入要件を満たした平成16年12月26日において厚生年金保険に加入させたと考えられ、厚生年金保険に加入させる前に給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している。

また、オンライン記録により、申立期間②当時にB社の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、回答のあった者で申立人を記憶している者はいないことから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にB社からA社への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から、申立人は、平成 14 年 1 月 21 日に同社からその関連会社であるA社に異動し、申立期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 14 年 2 月 1 日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、申立人から提出されたA社発行の平成 14 年分の給与所得の源泉徴収票によると、摘要欄に前職のB社として「給与額、社会保険料、源泉徴収税」の金額の記載が確認でき、当該額は、同社から提出された申立人に係る「平成 14 年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記載内容と一致していることから、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額には、同社の 1 か月分の社会保険料も合算した金額が含まれていることがうかがえるところ、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、A社に係るオンライン記録の標準報酬月額を基に算出した社会保険料額とB社の上記社会保険料額等の金額を合算した額とほぼ一致することから、A社における 11 か月分の社会保険料が推認できる。

加えて、A社は、申立期間当時の給与からの保険料控除方法は当月控除であった旨回答していることから、上記 11 か月分の社会保険料額に申立期間の保険料控除額が含まれているとは考え難い。

また、雇用保険の加入記録において、申立人と同日にB社からA社に異動していることが確認できる同僚二人に文書照会を行ったところ、一人から回答があったものの、同人は、A社の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについては記憶していない上、同社の申立期間に係る給与明細書も保有していないことから、申立期間に係る給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は事務職として勤務し、昭和 51 年 7 月 31 日付けの辞職願を受理されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には事務職として昭和 56 年 5 月 31 日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人のA社に係る雇用保険の離職日は、昭和 51 年 7 月 31 日となっております。申立人が当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、平成 23 年 6 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、同社及び同人から申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①前後にA社において、申立人と同様に雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が同日となっていることが確認できる複数の従業員に、同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった全員が不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録は、離職日が昭和56年5月30日となっており、申立人の同社に係る事業所別被保険者名簿の厚生年金保険被保険者資格喪失日、オンライン記録の資格喪失日及び同社が加入しているC基金の資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、不明であるとしているものの、申立人に係る「退職者リスト」を提出し、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和56年5月31日付けで届け出ており、厚生年金保険に加入していない期間の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間②当時、B社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡先の判明した16人に照会したところ、回答のあった者のうち、一人は、申立人を記憶しているとしているが、その退職日については不明であるとしており、その他の者は、申立人を記憶しておらず、当該期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。